

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	千葉市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年12月15日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国民健康保険法」という。)に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。</p> <p>都道府県内に住所を有する者は、当該都道府県が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、市町村はそのうちの当該市町村内に住所を有する被保険者の管理を担い、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者とし(適用除外)。</p> <p>市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。</p> <p>被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。</p> <p>千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行うとともに、県内他市町村との間の被保険者情報について国保情報集約システムを介してデータ連携を行う。</p> <p><b>【資格関連事務】</b></p> <p>①個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。</p> <p>②被保険者資格の異動等に係る届出の受理を行い、被保険者等(擬制世帯主を含む)の資格期間の管理を行う。</p> <p>③被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面(以下「資格確認書」という。)の交付、再交付、更新及び回収を行う。</p> <p>④被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項の電磁的方法(以下「マイナ保険証」という。)による提供を行う。</p> <p>⑤被保険者の資格に係る事実を記載した書面(以下「資格情報通知書」という。)の交付を行う。</p> <p>※「資格確認書」「マイナ保険証」「資格情報通知書」を総称して「資格確認書等」という</p> <p>⑥被保険者資格の適正化に関し、医療保険者への調査及び職権処理を行う。</p> <p><b>【賦課関連事務】</b></p> <p>①業務共通システムとの連携または所得申告書の受理により、被保険者等の所得情報を取得し、賦課台帳の作成及び管理を行う。</p> <p>②取得した所得情報により、保険料の決定または変更を行う。</p> <p>③世帯主へ保険料の決定または変更に係る通知を行う。</p> <p>④特別の理由(災害、失業等)がある場合、保険料の減免等に係る申請書を受理し、保険料の変更及び世帯主へ通知を行う。</p> <p><b>【収納関連事務】</b></p> <p>①保険料の収納情報の取得及び管理を行う。</p> <p>②保険料に過誤納が生じた場合、還付・充当処理及び世帯主へ通知を行う。</p> <p>③世帯主へ年間の納付額(口座振替または特別徴収によるものに限る)に係る通知を行う。</p> <p>④保険料を納期限までに完納しない世帯主に対し督促状の発送を行う。</p> <p>⑤督促状発送後、当該保険料(延滞金含む)を指定期日までに納付しない世帯主に対し、滞納処分等を行う。</p> <p><b>【給付関連事務】</b></p> <p>①給付情報の取得及び管理を行う。</p> <p>②医療機関等への資格確認書等の提示(現物給付)または世帯主からの療養費等に係る申請書の受理(現金給付)により、保険給付を行う。</p> <p>③取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の割合の判定を行う。</p> <p>④被保険者から限度額認定書(標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証を含む)に係る申請書を受理した場合、当該認定証等の認定及び交付を行う。</p> <p>⑤特別の理由(災害、失業等)がある場合、一部負担金の減免等(減額、免除及び徴収猶予)に係る申請書の受理、認定及び証明書の交付を行う。</p> <p>⑥第三者行為による被害の届出を受理し、損害賠償請求金の徴収または収納を行う。</p> <p>⑦不正利得に係る返還の請求を行う。</p> <p>⑧他の法令等による医療に関する給付について、当該保険者等との調整を行う。</p> <p>(2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同</p>

して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。

【オンライン資格確認等業務】

①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。

②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	国民健康保険システム								
②システムの機能	<p>【資格関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の異動等に伴う資格期間を資格DBで管理する。</li> <li>・資格DBで管理している被保険者情報をもとに、被保険者証等の交付・更新データを作成する。</li> </ul> <p>【賦課関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムから業務共通システムを介して被保険者(擬制世帯主含む)(以下単に「被保険者等」という。)の所得情報を取得し、賦課DBで管理する。</li> <li>・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。</li> </ul> <p>【収納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。</li> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。</li> </ul> <p>【滞納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納DBで管理している収納情報を業務共通システムを介して滞納管理システムに連携し、管理する。</li> <li>・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。</li> </ul> <p>【給付関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトデータ等から給付情報を取得し、給付DBで管理する。</li> <li>・給付情報をもとに、医療機関への保険給付データを作成する。</li> <li>・所得情報等により、一部負担金の割合の判定を行う。</li> <li>・限度額認定証等の申請に関し、当該データの登録・認定・管理を行う。</li> </ul> <p>【情報連携に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムに特定個人情報の照会及び提供を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国保情報集約システム )</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国保情報集約システム )	
[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国保情報集約システム )									



システム3	
①システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)
②システムの機能	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。</p> <p>4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p>1. 団体内統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>2. データ連携機能 庁内における各業務システムからの要求に基づき、住民情報等ファイルを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー )</p>

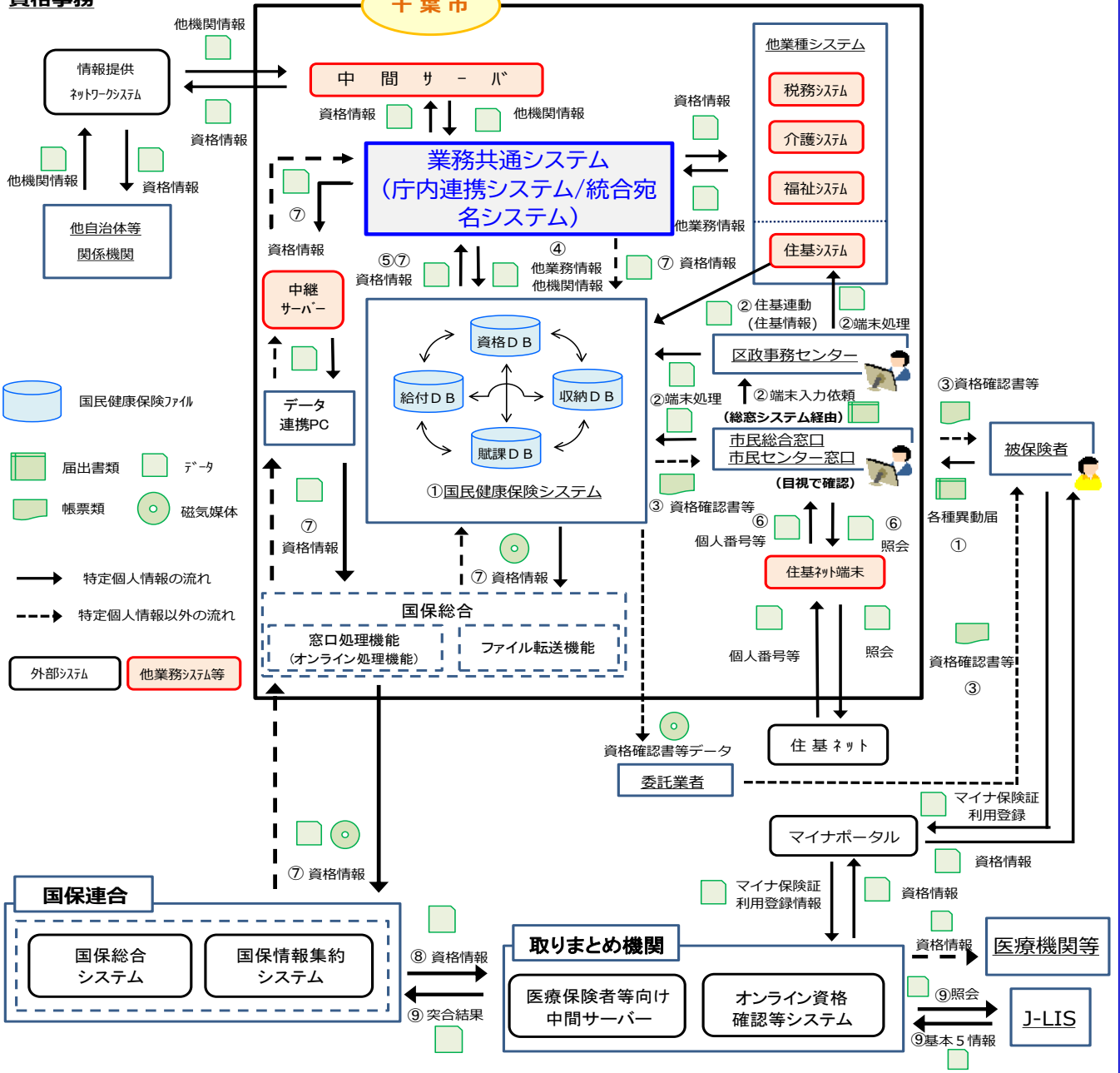
システム4	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(注)」という。)</p> <p>(注) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能及びデータ連携PCを用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>(注) ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー等 )</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集(申請書等に個人番号の記載を求める)を行う。また、業務共通システムを利用した庁内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム(以下、単に「国保システム」という。)で保有する個人情報と個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。</p> <p>(2)国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバへ格納し、情報提供ネットワークシステムを介して関係機関等へ提供する。</p> <p>(3)オンライン資格確認等業務</p> <p>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続きの簡素化及び添付書類の削減による負担軽減</p> <p>①資格喪失証明書等の添付書類の省略により、市民の負担軽減が見込まれる。</p> <p>②申請等に必要添付書類の省略により、発行元の関係機関の負担軽減が見込まれる。</p> <p>(2)行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現</p> <p>①資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、資格、賦課及び給付の適正化が図れる。</p> <p>②庁内連携により個人情報が一元管理されることで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務の効率化及び正確化が図れる。</p> <p>(3)オンライン資格確認等業務</p> <p>・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第44の項</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの</p> <p>(注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】(他機関→千葉市)</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)</p> <p>第2条の表(第2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】(千葉市→他機関)</p> <p>○番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第69, 70, 71の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
8. 他の評価実施機関	

**(別添1) 事務の内容**

**資格事務**



**(備考)**

- ① 世帯主からの届出 (国民健康保険への加入・脱退・被保険者情報の変更等)
- ② 届出の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③ 資格確認書等の作成・交付
- ④ 情報提供ネットワークシステム (中間サーバー) を使用した情報照会事務
- ⑤ 情報提供ネットワークシステム (中間サーバー) を使用した情報提供事務
- ⑥ 住民登録外の被保険者の登録 (住所地特例、DV対応等) のために個人番号の取得・確認を行う。
- ⑦ 国保総合PCを使用した国民健康保険システムと国保情報集約システム間の資格情報の連携
- ⑧ 国保情報集約システムを使用した医療機関等向け中間サーバーとの資格情報の連携
- ⑨ オンライン資格確認のために被保険者の基本5情報の取得・確認を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(注): 当市に住所を有する者(一部市外在住含む)のうち、他の医療保険制度の被保険者でない者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>(注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
その必要性	保有する特定個人情報により、保険料の賦課、収納及び還付等、また、保険給付の決定や療養費の支給等を適正かつ効率的に行うため必要となる。また、国民健康保険の喪失者等についても、同様の理由により特定個人情報を保有するが、その期間を5年とするのは、保険料の還付や給付の時効に合わせたものである。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
その妥当性	<p>【識別情報】 対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 対象者の基本情報として管理するため</p> <p>【業務関係情報】</p> <p>①地方税関係情報：保険料賦課及び保険給付を適正に行うため</p> <p>②医療保険関係情報：資格管理及び保険給付を適正に行うため</p> <p>③生活保護・社会福祉関係情報：資格管理を適正に行うため</p> <p>④介護・高齢者福祉関係情報：資格管理及び保険料賦課を適正に行うため (住所地特例、介護保険適用除外等)</p> <p>⑤雇用・労働関係情報：保険料賦課を適正に行うため(非自発的失業者減免等)</p> <p>⑥介護・年金関係情報：資格管理及び保険料の特別徴収を行うため</p>
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局医療衛生部健康保険課、各区役所市民総合窓口課、各市民センター、中央区役所区政事務センター

### 3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署 ( 総務局情報経営部情報システム課、市民局市民自治推進部政推進課、財政局税務部課税管理課、保健福祉局(保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険管理課) )</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 公共職業安定所、医療保険者、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構 )</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )</p> <p>[ ] 民間事業者 ( )</p> <p>[○] その他 ( 千葉県国民健康保険団体連合会 )</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。</li> </ul> <p>【庁内連携システムからの入手】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住基関係情報：住基システムの異動情報を即時更新する。</li> <li>②地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。</li> <li>③生活保護関係情報：随時で関係部署から情報提供を受ける。</li> <li>④介護・高齢者福祉関係情報：月次で関係部署から情報提供を受ける。</li> <li>⑤介護・年金関係情報：介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新する。</li> </ol> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方税関係情報：随時で他市町村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。</li> <li>②医療保険関係情報：国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。</li> <li>③雇用・労働関係情報：随時で関係機関から情報提供を受ける。</li> </ol> <p>【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</li> </ul> <p>【国保連合会からの入手】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①資格継続業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等)</li> <li>：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。</li> <li>平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>②高額該当の引き継ぎ業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)</li> <li>：転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。</li> <li>平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> </ol>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】          ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定による。          【庁内連携システムからの入手】          ・番号法第14条第1項の規定による。          【情報提供ネットワークシステムからの入手】          ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表(項番69, 70, 71)の規定による。          【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】          ・番号法第14条第2項の規定による。          【国保連合会からの入手】          国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要がある、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。          なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。          1. 入手の時期・頻度の妥当性          ・資格継続業務          ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。          ・高額該当の引き継ぎ業務          ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。          2. 入手方法の妥当性          ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>				
<p>⑤本人への明示</p>	<p>特定個人情報の入手及び使用について、以下の法令等において規定されていることから、本人への直接の明示は行わない。          【本人又は本人の代理人からの入手】          ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定において明示されている。          【庁内連携により入手】          ・番号法第14条第1項の規定において明示されている。          【情報提供ネットワークシステムからの入手】          ・番号法第19条第8号(項番69, 70, 71)及び命令第2条の表(項番69, 70, 71)の規定において明示されている。          【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】          ・番号法第14条第2項の規定において明示されている。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>・国民健康保険事務を適正かつ公平に行うため、被保険者等の情報の把握が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。          ・被保険者が申請等を行う際に、添付資料が省略できるなど市民の利便性向上のために利用する。</p>				
<p>変更の妥当性</p>					
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1467 467 1556"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="467 1467 1524 1556"> <p>保健福祉局医療衛生部健康保険課 各区役所市民総合窓口課、各市民センター、中央区役所区政事務センター</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1556 467 1650"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="467 1556 1524 1650"> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>保健福祉局医療衛生部健康保険課 各区役所市民総合窓口課、各市民センター、中央区役所区政事務センター</p>	<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>保健福祉局医療衛生部健康保険課 各区役所市民総合窓口課、各市民センター、中央区役所区政事務センター</p>				
<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p>				

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>【資格関連事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。</li> <li>・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、被保険者証の交付及び更新を行う。</li> <li>・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。</li> </ul> <p>【賦課関連事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び所得情報等から保険料の賦課決定を行う。</li> <li>・資格情報及び所得情報等から賦課情報を適正に管理する。</li> </ul> <p>【収納関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び収納情報等から、保険料の過誤納状況を把握し、還付・充当処理を行う。</li> <li>・賦課情報及び年金情報等から、特別徴収の管理を行う。</li> <li>・賦課情報及び収納情報等から、滞納管理を行う。</li> </ul> <p>【給付関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及びレセプト情報等から、保険給付情報の管理を行う。</li> <li>・所得情報及び資格情報等から、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。</li> </ul>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>【資格関連事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出記載事項、住基情報及び他保険等の資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、資格管理や被保険者証等の交付等を行う。</li> </ul> <p>【賦課関連事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報、住基情報及び所得情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、保険料の賦課決定及び賦課情報の管理等を行う。</li> </ul> <p>【収納関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び収納情報を宛名番号(又は符号)により突合し、過誤納状況の把握及び還付・充当処理を行う。</li> <li>・賦課情報、年金情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、特別徴収の判定を行う。</li> <li>・賦課情報、収納情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、滞納者管理及び滞納整理を行う。</li> </ul> <p>【給付関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及びレセプト情報を宛名番号(又は符号)により突合し、保険給付情報の管理を行う。</li> <li>・所得情報及び資格情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。</li> </ul>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>国・県等への報告資料の作成のため統計・分析を行うが、個人を特定する統計・分析は行わない。</p>
<p>権利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者証等の交付</li> <li>②基準収入額適用申請書による一部負担金の割合の判定</li> <li>③限度額適用認定証等の所得区分の判定</li> <li>④保険給付等の支給決定</li> <li>⑤保険料の決定・更正</li> <li>⑥被保険者証の返還請求の決定</li> </ol>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>



委託事項2～5			
委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンター)		
①委託内容	①システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンター機能の提供 ②バックアップデータの遠隔地保管		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	千葉市ホームページにて入札結果等の情報を公開している。また、千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名	NECフィールディングス株式会社 千葉支社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

<b>委託事項3</b>		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・国保総合(国保集約)システムを使用し、療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・当該委託事務は、国民健康保険法第113条の3第1項に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		千葉県情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要なる理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。



<b>委託事項5</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認を行うため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [ 特定個人情報ファイルの全体 ]
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認に用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務



再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[      再委託する      ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

<b>委託事項7</b>		データ入力及び被保険者の資格等に係る業務(事務センター)
<b>①委託内容</b>		国民健康保険システムへのデータ入力業務及び被保険者の資格、資格確認書等、保険料その他の徴収金及び保険給付に係る業務
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>	<b>対象となる個人情報ファイルの範囲</b>	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	<b>対象となる本人の数</b>	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	<b>対象となる本人の範囲 ※</b>	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	<b>その妥当性</b>	法令等により職員に限定される事務以外の事務のうち、システム入力及び被保険者の資格に係る業務など定型的な業務について、事務及び人的コストの合理化を進めるため、事務センターを設置し、委託により運営する。
<b>③委託先における取扱者数</b>		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、委託先が決定した際には、入札結果として千葉市ウェブサイト公表する。
<b>⑥委託先名</b>		株式会社パソナ
<b>再委託</b>	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	
	<b>⑨再委託事項</b>	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 9 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	・特定個人番号利用事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	・番号法9条2項 ・千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表
②移転先における用途	・特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。(別紙2参照)
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	別紙2のとおり

移転先2～5	
移転先2	・番号利用条例の別表(第3条関係)に定める機関
①法令上の根拠	・番号法9条2項 ・番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)
②移転先における用途	・番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)に定める各事務に利用する。(別紙3参照)
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         )       </div> </div>
⑦時期・頻度	別紙3のとおり

## 6. 特定個人情報の保管・消去

### ①保管場所 ※

#### 【データセンタにおける措置】

・24時間365日有人による入退館管理を行っている建物の中で、更に入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。

(注)生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認するなどの管理を行う。

#### 【担当部署における措置】

・届出書などの紙媒体やデータの収受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。

・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

#### 【ガバメントクラウドにおける措置】

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p>4) 3年                            5) 4年                      6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> <p>[ 定められていない ]</p>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の保管期間については法令上具体的な定めが無い。</li> <li>・給付や保険料の還付等の請求権に関する消滅時効が5年であることから、原則として国保加入世帯の全員の資格喪失後5年を目途にファイルを消去するものとしている。</li> <li>・被保険者等から提出される申請書等については、千葉市公文書管理規則に基づき、5年間保存する。</li> </ul>
③消去方法		<p><b>【国保システムにおける措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間の過ぎた申請書や帳票類などの紙媒体の特定個人情報は、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改などの際は、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</li> </ul> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> <p><b>【ガバメントクラウドにおける措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体が管理する業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者がアクセスできないよう制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠して確実にデータを消去する。</li> <li>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別添のとおり

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システム	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>対象者以外の特特定個人情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>【本人等からの入手】 以下のいずれかの方法による本人確認を行う。 ・個人番号カードの提示 ・カード代替電磁的記録(スマホ搭載個人番号カード)の送信 ・番号確認書類(住民票の写し等)と法令により定められた身分証明書等の組み合わせの提示 ・電子情報処理組織を利用した電子証明書の送信(電子申請による入手の場合に限る)</p> <p>【庁内連携による入手】 ・業務共通システムを介したデータ連携についても、ログを記録している。また、記録したログについては、一定の期間保管し必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(注)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。</p> <p>(注):ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>【本人等からの入手】 ・各種申請書の記載内容については法令等に定める項目としている。</p> <p>【庁内連携による入手】 ・業務共通システムを介したデータ連携については、事前に照会先と協議を行った情報のみを入手できる仕様となっている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(注)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 (注):ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納付義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっている。またID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</li> <li>・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</li> </ul> <p>【国保連合会からの入手】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示</li> <li>・カード代替電磁的記録(スマホ搭載個人番号カード)の送信</li> <li>・番号確認書類(住民票の写し等)と法令により定められた身分証明書等の組み合わせの提示</li> <li>・電子情報処理組織を利用した電子証明書の送信(電子申請による入手の場合に限る)</li> </ul> <p>【国保連合会からの入手】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に対し、速やかに是正を求めることとしている。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人等からの入手】</p> <p>本人確認により入手した個人番号及び基本5情報を用いて、職員が住民記録情報又は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と照合を行う。</p> <p>【国保連合会からの入手】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されない。</li> </ul>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>・入手した特定個人情報について、国保システム等への入力、修正及び削除等の作業を行う場合には、入力作業等を行った職員以外による照合作業を行うことで正確性を確保する。</p> <p>【国保連合会からの入手】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認する。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認する。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に対し、速やかに是正を求めることとしている。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国民健康保険における特定個人情報は、職務上必要と認められる権限が与えられた者しかアクセスできないようにしている。
その他の措置の内容	<p>インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>(注):ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【業務共通システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発効管理正規職員については人事情報に基づき、アクセス権限を設定する。また、非正規職員については業務所管課からの申請に基づき、ユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。</li> <li>・失効管理正規職員については人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動/退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。また、非正規職員については契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</li> </ul> <p>【国保システム】</p> <p>アクセス権限が必要となった場合は、情報システム責任者(健康保険課長又は当該課長が指定した者)及び所属内利用管理者(所属長又は所属長が指定した者)がIDを発行する。なお、アクセス権限を有していた者が異動などをした場合は、情報システム責任者が確認し、IDを失効させる。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>情報システム課にて定期的にIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動などにより業務上アクセスが不要となった者については、変更や削除を行い、残存を防止する。</p> <p>利用権限は職員単位や所属単位、機能単位に設定できる。</p>

特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセスログ管理機能によって、職員の認証ログの管理を行うことにより、いつ、誰がシステムにアクセスしたかをログに記録する。</li> <li>・記録したログについては、一定の期間保管し、定期的に確認を行う。</li> </ul> <p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<p>端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p>		
リスクに対する措置の内容	<p>外部媒体へのデータコピーを行える者は情報システム責任者などに限定し、コピーした際に記録する。また、職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>利用者は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について、誓約書に署名し所属長などに提出する。</p> <p>情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>		
リスクに対する措置の内容	<p>バックアップファイル取得は、データセンター(入退室管理)での作業に限定されている。</p> <p>国民健康保険オンラインシステムのEUC機能については、個人番号を抽出できないようにする。、なお、個人番号を除く情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体などに複製する際は、操作ログを残す仕組みにしたうえで、情報システム責任者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul> <p>(注):ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による情報漏えい・紛失のリスクを避けるため、データ連携用PCによる自動授受を行う場合は次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員が取り扱うように限定する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> <li>・専用ネットワークは、中継サーバ、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行い、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、迅速に実施する。</li> </ul> </li> <li>・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による授受による場合は、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> </ul>	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	①選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ②契約時においては、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために委託元と同等以上の措置を講じなければならない旨の他、取得の制限、目的外の利用又は第三者への提供の禁止、複写等の禁止等を定めた個人情報取扱特記事項を契約書に付記し、契約締結している。 ③委託元は、個人情報取扱特記事項に基づき、委託先がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、原則として実地に検査することとしている。(一部の委託※1を除く。※2) ※1委託事項1及び委託事項2。以下の項目も同じ。 ※2一部の委託については、必要に応じて検査を行うこととしている(次回契約又は契約更新時、変更予定。以下の項目についても同じ)  なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS)態勢の構築 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
-------------	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 制限している <span style="margin-left: 100px;">2) 制限していない</span>
-----------------------	---

具体的な制限方法	・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにそれを報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。  ・国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。  <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
----------	--

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない(※)としており、一部の事務を除き、遵守状況を年1回以上、原則として実地に検査することとしている。</li> <li>※ 一部の事務については、第三者への提供は事前承認としているが、実際に提供された事例はない。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。</li> <li>・「個人情報取扱特記事項」により、提供においてはその役割を果たすべき者として委託元に届け出られている者が行うものとし、提供が、契約書等で委託元が指定することにより、委託元と委託先との直接のやり取りになっていない場合は、委託先は、その提供の方法について、あらかじめ委託元に承認を得なければならないこととしている。</li> <li>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>・記録の保存期間については、千葉県公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> <li>・遵守状況については、一部の事務を除き、年1回以上、原則として実地に検査することとしている。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>・・委託契約が終了した場合、委託先は直ちに委託元に返還し、又は引き渡すものとし、その他委託元の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても委託元にその旨の報告をしなければならないとしている。なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt; ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、主に以下の内容を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・個人情報の適正な管理</li> <li>・従事者への周知及び監督</li> <li>・目的外の利用又は第三者への提供の禁止</li> <li>・複写等の禁止・複写等の条件</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・作業場所の指定等</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・事故発生時における報告</li> <li>・検査等の実施</li> </ul>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>・契約書に付記した個人情報取扱特記事項において、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならないとしており、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合のみ例外的に認めることを定めている。</p> <p>また、委託先は、再委託先に対し、年1回以上、原則実地検査をするものとする。(一部の事務を除く。)</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<国保連合会及び国保総合(国保情報集約)システムにおける措置>

- ・国保総合(国保情報集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保情報集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保情報集約)システムでは、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保情報集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保情報集約)システムの設置場所への、入退室管理、施錠管理等を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用や接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・情報の移転について、庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・庁内への移転については、番号法関連法令及び番号利用条例に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。	
その他の措置の内容	情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注) 命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【現行業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。</li> <li>・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。</li> </ul> <p>【次期業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。</li> <li>・業務共通システムへは、命令第2条の表又は番号利用条例に定められた事業担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。                  (注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。                  (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。                  ②中間サーバーと団体について、VPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】                  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。                  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応などであり、業務上特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】                  番号法により認められている機関、事務を系統的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】                  ①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかをチェックを実施している。                  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。                  ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【千葉県における措置】 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>(注)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【千葉県における措置】 中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示などにより情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【千葉市における措置】

- ①当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようアクセス権限を設定している。
- ②システム管理者が定期的に操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えいなどのリスクを極小化する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>具体的な対策の内容</p>	<p><b>【千葉市における措置】</b>                  特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。                  &lt;サーバー室について&gt;                  ・建物入口からサーバ室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。                  ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。                  ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。                  ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。                  ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。                  ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。                  ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。                  ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内にサーバ室を設置する。                  &lt;区役所など執務室について&gt;                  ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。                  ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理している。                  &lt;その他の対策&gt;                  ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。                  ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。                  ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。                  ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破碎、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。                  &lt;電磁的記録媒体の保管について&gt;                  ・施錠可能な保管場所に格納する。  <b>【遠隔地保管】</b>                  ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。                  ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。                  ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。  <b>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</b>                  ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。                  ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。                  ・日本国内でデータを保管している。  <b>【ガバメントクラウドにおける措置】</b>                  ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。                  ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。                  ③日々のデータについては、ガバメントクラウドの機能により遠隔地保管を行う。</p>
------------------	--

<p>⑥技術的対策</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p>【千葉市における措置】  特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。  (1)不正プログラム対策  ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。  ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。  (2)不正アクセス対策  ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。  ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。  ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。  ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。  【国保総合PCにおける措置】  ・国民健康保険システムと国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。  ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。  ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。  ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。  ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。  【ガバメントクラウドにおける措置】  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人番号を含めた宛名情報について</p> <p>①住民記録システムと異動データを連携(随時)することにより最新化する。</p> <p>②住民記録システムとの整合処置を定期的実施する。</p> <p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理において消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。</li> <li>・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。</li> <li>・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</li> </ul> <p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</li> </ul> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【国保システムにおける措置】            ・情報セキュリティ責任者が職員などに対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【国保システムにおける措置】            ・「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規定などの遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。            ①情報セキュリティ監査: 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を定期的実施する。            ②関連規定などの遵守状況などの点検: 情報セキュリティ責任者は、職員などの情報セキュリティに関する関連規定などの遵守状況の点検を実施する。            ③監査結果の事後装置: 情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のための必要な措置を講ずる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。            ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】            ・番号法第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの 取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】            ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

**2. 従業者に対する教育・啓発**

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>【国保システムにおける措置】 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき実施          ・情報セキュリティ責任者については、年1回以上情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を実施している。          ①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法          ②リスク分析手法          ③セキュリティ対策の導入及び運用手法          ④セキュリティ事故の事例          ⑤セキュリティ教育手法          ・職員などに対しては、情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を年1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。          ①情報セキュリティの重要性          ②情報システム利用者の責任          ③セキュリティ事故の事例          ④モラルの啓発          ⑤禁止行為及びそれらに対する罰則</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】          ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】          ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修          ・教育頻度:年間1回以上          ・教育方法:集合教育          ・教育対象:職員および会計年度任用職員          ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】          ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの          ・教育頻度:年1回以上          ・教育方法:未定          ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者          ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>(注)番号法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)によるもの。</p>

### 3. その他のリスク対策

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

#### 【取りまとめ機関における措置】

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境 において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報 提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供 業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」 の特定個人情報保護評価を実施している。

#### 【ガバメントクラウドにおける措置】

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 有料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> </div> <p>(手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金または為替による。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span> </div>
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5145
②対応方法	問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月15日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び行政資料室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	令和7年8月29日から令和7年9月29日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年10月1日、10月22日、11月19日
②方法	千葉市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容については現段階では妥当なものとして了承された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

